

中国におけるデータの知的財産法における保護・活用と課題

方 喜玲（隆安法律事務所 / 方信グローバル知財サービス株式会社，中国弁護士・中国弁理士）

Protection, Utilization and Problems of Data in Intellectual Property Laws in China

Xiling Fang

Attorney at Law & Patent Attorney, Long An Law Firm/FANGSIN GLOBAL IP LTD.

【要旨】 デジタル革命に基づく第四次産業革命が世界中を席卷しつつある現在，多くのビッグデータを生む IOT (Internet of Things)，学習モデルやデータに依拠する AI (Artificial Intelligence) 等の技術は最も注目される分野である。これらの IOT や AI 技術が，然るべき性能を発揮させるためには，大量のデータが必須となり，既にデータは国家戦略をもって扱う必要のある「資源」となっている。ところが，中国の場合，データ保護等に係る専門法律がまだ立法されていない（2019 年 4 月 30 日時点）。裁判実務上では，データに基づく個人名義紛争（個人情報紛争等）や経済紛争の多発に対し，民法等基本法や著作権法・反不正当竞争法等知的財産法の解釈によって権利保護が行なわれている。本稿では，IOT や AI に関連するデータの種類を分析し，データの各種類およびその収集，処理，保存等の中国知的財産法における権利保護の在り方，その活用と課題について検討する。

【キーワード】 データ IOT AI 知的財産法 中国

【Abstract】 Today, the fourth industrial revolution based on the digital revolution is spreading globally, and many technologies such as the Internet of Things (IOT) that generates big data, Artificial Intelligence (AI) that relies on learning models and data have received the most attention. In order to make these IOT and AI technologies exhibit appropriate performance, a large amount of data is essential, and data has already become a “resource” that needs to be handled under the national strategies. However, in the case of China, specialized laws concerning data protection etc. have not been legislated yet. In court practice, against frequent personal name disputes (disputes of personal information etc.) and economic disputes based on data, the rights protection has been carried out based on the interpretation of the basic laws such as the Civil Law, etc. and the laws involving intellectual property rights such as the Copyright Act and the Anti-Unfair Competition Law, etc. In this article, I will analyze the types of data related to IOT and AI, and discuss the way of right protection of each type of data, and collection, processing, and storage of data, etc. in Chinese intellectual property laws, and will consider the utilization and problems thereof.

【Keywords】 Data IOT AI Intellectual property laws China

1. はじめに

デジタル革命に基づく第四次産業革命が世界中を席卷しつつある現在，多くのビッグデータを生む IOT (Internet of Things)，学習モデルやデータに依拠する AI (Artificial Intelligence)，または，「IOT+AI」

「IOT×AI」技術は最も注目される分野である。

今年（2019 年）3 月に中国で行なわれた两会（「中華人民共和國全國人民代表大會」と「中国人民政治協商會議」との総称）では，「智能+」という用語が政府報告書に初登場し，関連政策の整備も進んでいる。多くのビッグデータを蓄積している中国大手メーカー，例えば TCL（家電メーカー）は，「AI×

IOT」発展戦略を公表しており、また、中国最大の通信メーカーであるファーウェイも、AIOT 生態戦略を昨年発表していた。また、スマホ大手の小米は、「5G+AI+IOT」というスーパーインターネットの将来を見据え、「スマホ+AIOT」およびツインエンジン搭載に関する五ヵ年計画戦略を発表している。これらの IOT や AI 技術が、然るべき性能を発揮させるためには、大量のデータが必要になり、既にデータは国家戦略をもって扱う必要のある「資源」ともなっている¹。

中国の場合、データ保護やデータ濫用防止等に係る専門法律は立法されていない（2019 年 4 月 30 日時点）。裁判実務上では、データに基づく個人名義紛争（個人情報紛争等）や経済紛争が多発していることに對し、民法等の基本法や著作権法・反不正当竞争法等²³の知的財産法の解釈によって権利保護が行なわれている。特にデータの権利保護においては、無形財産保護をメインとする知的財産法が最も注目されているが、現行法上の解釈や適用に課題も少なくない。

本稿では、IOT や AI に関連するデータの種類を分析し、データ各種類およびその収集、処理、保存等と中国知的財産法における権利保護の在り方、その活用と課題について検討する。

2. データの中国知的財産法による法的保護の検討

2.1. データの種類

IOT とは、「モノ」がインターネットを通じ、「モノ」と情報のやり取りができる仕組みや技術のことである。近年、スマホやタブレットで遠隔操作できる IOT 家電だけでなく、スマートウォッチ等のリアルタイムで健康状態を把握できるウェアラブルデバイスもある。また、自動運転、車両情報管理、運行管理などインターネット通信機能が備えられたコネクテッドカーも登場している。インターネットに接続された「モノ」に関連する膨大なデータを収集・蓄積できることが IOT の最大の特徴である。

AI とは、強い AI や弱い AI などの分類もあるが、基本的には、人間の使う自然言語を理解したり、論

理的な推論を行ったり、経験から学習したりするなど、人間の知的な作業を再現できるコンピュータプログラムなどのことをいう。AI にとって肝心なのは、大量のデータを扱う機械学習・ディープラーニング技術である。学習モデルが研究成果としてほぼ公開されている現在、効果的な技術開発は、学習モデルそのものの研究開発より、学習モデルによりたくさんのデータを学ばせる方が、より効果的と言われている。

ここでいうデータは、大きく原始データと処理データとに分けることができる。

原始データは、例えば IOT の応用において収集される、まだ何等の処理もされていないデータのことをいう。これらデータは、何等かのロジックも含まれていない、乱雑状態であるものが多く、通常商業的な価値も殆どないとみられる。

一方、処理データは、原始データについて一定規則により分析・整理等処理を行なった結果、原始データが一定のルールに基づいて連結・整理されたものであり、データベースのような形となっているものも多くみられる。例えば、AI の機械学習・ディープラーニングにおいて、AI 学習モデルに学習させるために、タグ付けなど加工・処理されたデータセットのようなものが処理データである。

なお、これら原始データや処理データには、自然言語の観点から、画像データや音声データに分けることもあり、データに含まれる情報種類に基づいて、個人データ（個人情報が含まれているものをいう）や重要データ（例えば国家安全に関係するデータのことをいう）との分類もある。

以上のほか、人工知能により生まれた AI 創作物データというものもある。これは、単に一定規則により整理された処理データと異なり、AI 学習済みモデル等高度な人工知能により人間の創作物に近い知恵の産物である。例えば、AI 作曲や AI 作詞、AI 文章等がある。

以下では、原始データ、処理データ、AI 創作物データ、の 3 種類のデータに着目し、データの収集、処理、保存等の中国知的財産法における権利保護の在り方や活用、課題について検討する。

2.2. 専利法⁴に基づく検討

中国専利法の保護対象には、技術思想を保護する発明専利（日本特許法での「特許」に相当し、以下「特許」ともいう）および実用新型専利（日本実用新案法での「実用新案」に相当し、以下「実用新案」ともいう）と、デザインを保護するための外観専利（日本意匠法での「意匠」に相当し、以下「意匠」ともいう）が含まれている。しかし、データ自体に自然法則を利用した技術思想を見出すことは不可能であり、特許や実用新案による直接保護の対象にもなりえない。また、意匠は、物品の外観を意図しているところ、データには物品性が欠けており、意匠による保護としても考えにくい。したがって、データ自体は、中国専利法の直接保護の対象ではない。

しかし、中国専利法は、コンピュータプログラムに基づく発明を保護する観点から、データの収集、分析・整理等の処理方法、保存方法や利用方法等については中国専利法上、権利保護が可能である。ここで、コンピュータプログラムそのものの自体、すなわち、コンピュータプログラムを表すコード（コンピュータプログラムのコードは、著作権法上の保護が可能である）は、保護対象から排除されるが、コンピュータプログラムによって反映された技術思想は、特許等による保護を受けられるということである。さらに、2017年4月1日改正の「中国審査指南」（日本「審査基準」に相当）により、コンピュータプログラムを記録した記録媒体も保護対象として認められた。

すなわち、中国専利法上では、データそのものの自体に対する権利保護はできないが、コンピュータプログラムとして表れているデータの収集方法、処理方法や保存方法、またはそのコンピュータプログラムを記録した記録媒体に対しては、権利保護を与えることができる。

2.3. 著作権法に基づく検討

著作権法は、著作物に該当するものに対し、人格権や財産権等の権利を認め、それを保護することを目的とした知的財産法である。また、中国著作権法上の保護対象には、写真や美術だけでなく、設計図やデータ等も含まれる。以下では、データの著作物

性について検討する。

2.3.1. 原始データ

IOT等により収集される原始データは、一般的には独創性がないとみられることから、著作物とならない場合が多い。

しかし、収集された原始データ自体が、自然言語の観点から分類される写真や美術の画像データであったり、音楽等音声データであったり、文章等の文字データである場合、著作権法上の写真や美術、音楽等の保護対象に当たり、独創性要件を満たせば、同法の保護を受ける可能性がある。

また、原始データは、そもそも乱雑状態で加工・整理されていないものをいうことから、著作権法上の編集著作物（具体的には、下記「2.3.2. 処理データ」を参照）ともならないと考える。

2.3.2. 処理データ

処理データについては、一定のルールにより加工・整理されていることから、編集著作物（中国著作権法第14条では、複数の著作物、著作物の一部または著作物ではないデータその他の素材を編集し、その内容の選択または配列が独創性を有する著作物は、編集著作物とし、その著作権は、編集者が享有するという規定がある。なお、中国著作権法では、単独の「データベース著作物」がない）として保護される可能性がある。

しかしながら、処理データが編集著作物とみなされるためには、一定の独創性があり、作者の個性を反映させたものでなければならない。すなわち、内容の取捨選択において作者の独創性が現れない単純なデータは、著作物として認められないのが一般的である。例えば、何ら取捨選択もなく収集された原始データは、著作物とはいえない。

一方、事実上、IOTやAI等に使われるデータは、その量自体が多く、それに対し人の力で取捨選択することはなかなか難しい。ここで、収集された大量な原始データに対し、コンピュータプログラムにより一定のルールで整理することは可能となり、それで独特の取捨選択が表れる可能性は否定できない。しかし、これらのデータは、コンピュータプログラムにより一定のルールによって整理されただけであり、人間の独創性が反映されたとはいえない。なぜ

ならば、このプログラムさえあれば、だれでも同じようなルールによるデータの整理ができ、ここからデータ収集を実行した個人の個性を見出すことは困難である。

すなわち、処理データに対し、著作権法上の編集著作物として保護することは可能であるが、これらの処理データが、一般的にコンピュータプログラムにより処理されたものである場合には、人間の個性が反映されていないことから、編集著作物には当たらないと考える。

ただし、コンピュータプログラムの開発者が、具体的なデータに対し、自分の独創性が表れるように取捨選択するためのツールとしてこのプログラムを開発し、取捨選択等整理後の処理データの選択または配列に独創性が認められる場合には、このような処理データは編集著作物として著作物性が認められ得る。

2.3.3. AI 創作物データ

最近、大量のデータについて機械学習・ディープラーニングした学習済みモデルにより、AI 創作物が生まれるケースは多くみられる。例えば、AI 文章や AI 作曲等が既に存在し、AI 作画等も近い将来に実現できる可能性が十分ある。

優れた AI 創作物データの場合、その著作物性は認められるだろうか。

中国著作権法は、日本と同じく、抽象的なアイデアや思想は保護対象とせず、具体的な表現を保護の対象としている。あくまで、人間のアイデアや思想を一定の表現方式で表したものが権利保護の対象となる。ならば、AI 創作物データは、人間のアイデアや思想を表わしたものに該当するだろうか。

AI の学習済みモデルに人格性があるか否かの民法上の争点もあるが、いかに優れた AI 創作物データであっても、現行法上、AI の学習済みモデルに人間としての人格性が認められないことから、その著作物性は否定されると考えられる。

このように、排他権である著作権法上、データの権利保護は、独創性問題や人格性問題等が残っており、今後重要な課題となるであろう。

2.3.4. その他

上述のように、データそのものの自体に対する著作

権法上の保護は、まだ課題が残っている。ただし、データの収集や分析・整理等の処理に関するコンピュータプログラム自体は、ベルヌ条約等の著作権関連の国際条約上の保護対象となっており、中国著作権法上にも関連する内容が定まっている（中国著作権法第3条）。さらに、中国では、専らコンピュータプログラム著作物を保護するための「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」（性質上は行政規定であるが、特別法と同様に優先適用される）があり、中国版權局においてはその権利内容を登録することも可能である。

2.4. 反不正当竞争法に基づく検討

2.4.1. データが営業秘密の場合

中国の「反不正当竞争法」第9条第3項では、「本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有し且つ権利者が関連の秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう」と規定されている。即ち、中国において、営業秘密としての構成要件は、①秘密性（以下、「第1要件」ともいう）、②商業的価値（以下、「第2要件」ともいう）、③秘密管理性（以下、「第3要件」ともいう）となる。

「秘密性」とは、公衆に知られていない⁵ 情報であり、当該情報は公式ルートから直接入手できないことをいう。

「商業的価値」とは、当該情報により、権利者に現実的または潜在的な経済利益または競争上の優位性をもたらすことができることをいい、商業的価値は経済利益や競争優位性に反映される。

「秘密管理性」とは、ある情報について、権利者が秘密管理システムを設定し、他の合理的な秘密保持措置を採って始めて営業秘密となることをいう。中国最高人民法院所は、秘密管理性につき司法解釈で規定し、具体的な6種類の条件も示している⁶。

なお、ここでいうデータには、個別データと集合データとが含まれる。個別データは、そのデータ自体がインターネット上一般的に知られたものだったとしても、一定の規則により抽出・収集され、かつ体系的に整理された集合データになった場合、一般的に知られているとはいえない。つまり、第1要件である秘密性は、個別データには認められなかった

としても、集合データには認められる可能性は十分ある。

本稿で検討する IOT や AI に利用されるデータ等は、一般的には有益な経済利益をもたらすものであるため、殆ど商業的な価値も有すると言える。ここで問題となるのは、これらのデータに秘密性や秘密管理性があるか否かである。

以下、営業秘密の3つの要件について、著作権法と同じように、原始データ、処理データ、AI 創作物データの3種類で検討する。

(1) 原始データ

原始データについては、通常第1要件の秘密性が問われるであろう。なぜならば、IOT や AI に関連する原始データは大量なデータとなっているものが多いところ、これらの原始データには、インターネット上の公開情報が多く、第1要件の秘密性を保持することが困難な場合が殆どである。

したがって、原始データは、とりわけ大量な原始データは、営業秘密の保護対象にはなり難いと考えられる。

(2) 処理データ

処理データは、原始データに対し一定の分析・整理を行なったものであることから、一定の規則により抽出・収集され、かつ体系的に整理された集合データとなっている場合が多いであろう。また、IOT や AI の技術分野では、莫大な投資をかけてデータに対する処理を行なうことが多く、このように処理された処理データは、その経済性を確保する点からも、公開されないことが殆どである。

したがって、IOT や AI に利用される処理データは、営業秘密の3要件を全て満たす可能性が高く、営業秘密として反不正当竞争法により権利保護される可能性は十分ある。

なお、処理データに対する営業秘密としての権利保護は、秘密性、商業的価値、秘密管理性等3要件を満たせば成立つもので、著作権法上のような独創性が不要である。すなわち、処理データに関する権利保護では、著作権法と反不正当竞争法の両法による保護が十分可能であるが、著作権法上の保護はハードルが高いため、営業秘密として反不正当竞争法により保護される方が実現されやすいと考えられ

る。

(3) AI 創作物データ

AI 創作物データは、機械学習・ディープラーニングに基づく学習済みモデルによって生まれたものであるため、営業秘密の3要件を満たすことは十分あると考えられる。

すなわち、AI 創作物データは、営業秘密として反不正当竞争法により保護されることが十分可能と考えられる。

したがって、AI 創作物データに対しては、AI の学習済みモデルの人格性問題等の問題で著作権法により保護され得なかったとしても、営業秘密として保護される余地は残っている。

2.4.2. その他反不正当竞争法による保護

中国では、データ保護のための専管法がないため、重要な「資源」としてのデータをめぐる紛争が後を絶たない。これらの紛争に関連して、反不正当竞争法を適用した判例が複数存在している。

例えば、反不正当竞争法において不正競争行為の判断原則が定められた第2条（中国「反不正当竞争法」第2条では、本法において不正競争行為とは、経営者が生産経営活動において、本法の規定に違反し、市場競争秩序を攪乱し、ほかの経営者または消費者の適法な權益を損なう行為をいう、という内容が規定されている）に基づき、他人が莫大な投資や資源をかけて収集・処理したデータについては、その排他的所有権や正当収益権を認めており、その無断利用が反不正当竞争法の誠実信用原則や商業道德等を違反したとして、侵害が認められ、損害賠償額も認定された判例⁷が複数ある。

例えば、一審原告の北京微夢創科ネット技術会社（「新浪微博」⁸の運営者）と一審被告北京淘友天下技術会社（「脈脈ソフト」の運営者）等との不正競争関連判決⁹において、裁判所は、一審被告は「開発者協議」に基づくユーザーの授權なしで、無断で「脈脈ソフト」ユーザーの「新浪微博」における情報を取得したとし、この取得行為は「開発者協議」の契約内容ならびユーザーの知得権や自由選択権を尊重しないことに該当するとした。また、裁判所は、このような行為は、一審原告と一審被告との間における OpenAPI 共同開発方式をある程度破壊している

と述べるとともに、OpenAPI 共同開発方式において、第三者ソフトウェアの運営者である一審被告は、一審原告側が提供している OpenAPI にてユーザー情報を取得する際、「ユーザー授権」+「プラットフォーム授権」+「ユーザー授権」という三重授権原則を貫くべきであるという原則を示しながら、この原則を違反することは、誠実信用原則とインターネット商業道徳の違反となり、これらの行為等は、不正競争行為に相当することと認定すべきと判断している。ここで、裁判所は、上述の一審被告の行為は、公平な市場競争秩序を損ない、一審原告の競争利益にある程度の損害を与えたと認め、ユーザー側の個人情報に対する保護を示しただけでなく、一審原告のようなコミュニケーションサイトの運営者のこれら情報に基づく利益も認めた。

すなわち、反不正当竞争法の基本原則や立法目的に基づくデータに対する保護は、データは重要な経済資源であることが前提となっており、このようなデータについては、収集、処理、利用等の各段階において、その収集者、処理者、利用者の正当な権利が認められている。

したがって、データは、著作権法上の独創性問題や民法上の人格性問題などで、著作権法の編集著作物やオリジナル著作物に該当しなかったとしても、そのデータの収集～利用における各段階において、投資等に基づく正当な収益権等が判例上でも認められている。

2.5. その他

(1) 技術サービス契約による保護

中国では、技術保護の観点から、技術サービス契約も知的財産保護の範囲に含まれている。そして、データ収集や利用サービスをめぐる紛争も既に起きている。

たとえば、「(2006) 浦民二(商) 初字第 2963 号判決」において、原告の上海証券上場所は、被告側が、原告が適法に提供した株価等データに対し、無断加工して他の株価指数を作った行為は、契約違反となるという主張を行なっている。これに対し、裁判所は、原告の主張を認容し、被告が原告の株価等データに対しさらなる加工処理を行なって株価指数

を作る処理行為は、技術サービス契約違反に該当すると認めた。

(2) データに個人情報¹⁰・重要情報¹¹がある場合

データに個人情報や重要情報が含まれる場合、著作物性の要件を満たせば著作物としての保護が可能となり、営業秘密等の反不正当竞争法における保護要件を満たせば、同法による保護も十分可能である。

これ以外に、中国の場合、専ら個人情報・重要情報を保護するための法律は存在しないが、「民法総則」、「インターネット安全法」、「消費者権益保護法」、「電子商務法」等に適用可能な基本原則が散々に定まっている。したがって、個人情報や重要情報を含むデータに対しては、著作権法や反不正当竞争法による保護も可能し、これら知的財産法以外の法律によっても保護され得る。

3. データ保護をめぐる最新動向

2019 年に入ってから、中国政府はアンドロイド携帯用のアプリが携帯に内蔵されている情報を過度に収集する問題点に照準を合わせ、「アプリケーションの個人情報違法収集に関する特別取扱いの公告」、「アプリケーションの個人情報違法収集に関する自己評価指南」および「アプリケーション安全認証についての公告」などを発表し、携帯用アプリに対する取り締まりを強化するなど、アプリユーザーの個人情報に対する保護に注力している。

また、今年 3 月に中国で行なわれた両会においては、本稿の冒頭部分でも述べているように、人工知能とデータ関連のテーマが非常に注目されていた。大会では、データの保護や適法利用、データ管理部門の設立、情報孤島・データ壁等の課題のほか、データの相互共有に関する規定や標準がないためデータの収集、接続、共有、開発、利用が難しいこと、また、AI 交通と電子カルテとの分野におけるデータ共有の問題等、様々な指摘があり、関連する政策提案も複数¹²あった。さらに、データの国際流通・協力の仕組みの構築、情報の出入国に関する国際フレームワークの強化、関連イシューへの国家政府間の協力の強化、個人情報の合理的な流通促進、などの提案も提出された。

知的財産法における法改正については、現在（2019年4月30日）のところ、2019年4月23日に中国反不正競争法が改正され（施行日は、2019年4月23日である）、電子侵入手段による営業秘密の取得や営業秘密の権益の侵害行為に誘導させる等の行為も不正競争行為に追加されるとともに、経営者以外の自然人や法人・非法人も営業秘密の侵害主体として定められた。また、損害賠償金額については、今回の法改正により、営業秘密侵害に対する損害賠償金額の上限金額が300万元から500万元に引き上げられた。

4. 今後の課題

膨大なデータ利用に基づくAIやIOTの発展は、人間に大きな利便性をもたらしている。一方、データの取引や共有に関するニーズが高まっており、データの収集や応用をめぐる企業間の競争も一層激しくなる。また、人間の知能にますます近づくAI等を悪用し、人間社会に不安や破壊をもたらすリスクも高まる。

従って、個人情報やデータ所有権者の権益を十分に保護でき、データ利用秩序を守りつつ、データの悪用を防ぐための法制度の整備が急がれる。

ただ、データ関連の技術動向や社会動向の変動が激しく、時代の先を読んだ対応が必要になる。

注

- 1 「国務院のビッグデータ発展行動を促進するための綱要についての通知」（発行日：2015年8月31日）
- 2 日本の「不正競争防止法」に相当する。
- 3 2019年4月23日改正（施行日も同日）より、営業秘密についての行為と主体が追加されており、侵害時の賠償額の上限が300万元から500万元に増額されている。
- 4 中国の「専利法」とは、日本における特許法、実用新案法、意匠法を含むものに相当する。

- 5 2007年2月1日から実施された「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第9条によれば、営業秘密について、「関連情報がその所属技術分野の者が周知している情報でなく、容易に得ることができる情報でない場合、反不正競争法第10条第3項（改正前）に規定する『公衆に知られていない』と認定しなければならない。」と解釈されている。
- 6 「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第11条によれば、「権利者が情報の漏洩を防止するために講じた情報の商業的価値等の具体的状況に応じた合理的な（秘密）保護措置は、反不正競争法10条3項に規定する『秘密保持措置』として認定しなければならない。人民法法院は、情報の媒体の特徴、権利者の秘密保持の要望、秘密保持措置の識別程度、他人が正当な方法を通じて得ることができる難易度などの要素に基づき、権利者が秘密保持措置を講じているかどうか認定しなければならない。次のいずれかの一つに該当する場合、正常な状況下で十分に秘密情報の漏洩を防止可能であれば、権利者が秘密保持措置を講じていると認定しなければならない。
 - a. 秘密情報が知られている範囲を限定し、それを知る必要な者に限ってその内容を告知していること、
 - b. 秘密情報の媒体に対し施錠などの措置が取られていること、
 - c. 秘密情報の媒体に秘密保持表示が存在すること、
 - d. 秘密情報にパスワード又はコード（によるアクセス制限）を設定すること、
 - e. 営業秘密保持契約が締結されていること、
 - f. 秘密情報を含む機械、工場、現場へのアクセスが制限されており、（アクセス者に対し）秘密保持が要求されていること。」と規定されている。
- 7 「一審：（1996）一中民初字第54号判決書；二審判決」、「一審：（2010）海民初字第24463号判決書；二審：（2011）一中民終字第7512号判決書」、「一審：（2014）海民（知）初字第17645号判決書；二審：（2015）京知民終字第00318号判決書」、「一審：2015年海民（知）初字第12602号判決書；二審：（2016）京73民終588号判決書」、「一審：2012）沪二中民五（知）初字第130号判決書」等
- 8 「Twitter」に相当するものである。
- 9 「一審：2015年海民（知）初字第12602号判決書；二審：（2016）京73民終588号判決書」
- 10 中国の「インターネット安全法」第76条：個人情報とは、電子又はその他の方式により記録された単独で又はその他の情報と結合して自然人個人の身分を識別できる各種情報であり、自然人の名前、生年月日、身分証明書番号、個人生物識別情報、住所、電話番号等を含んでいるが、この限りでない。
- 11 中国の「個人情報と重要データ出国安全評価弁法（意見募集稿）」：重要データは、国家安全、経済発展、および社会公共利益と密接関連するデータであり、国家関連標準や重要データ識別指南を参照する。
- 12 1)「個人情報保護法」を、将来五年立法企画とする。2)国家層での統一したデータ保護機関を設立する。3)データ安全関連立法を改善する。4)未成年に特別な個人情報保護を与える。5)データの共有、開放、出入国流通を促進する。